

## 「航空安全プログラム」等の一部改正について（案）

令和2年3月  
航空局安全部  
安全企画課

### 1. 改正理由

「航空安全プログラム」については、毎年1回、民間航空の安全の状況等を踏まえ、見直しを行うこととしており、今般、所要の改正を行う。

### 2. 改正概要

令和元年度の民間航空の安全の状況については、目標値の達成状況の分析も含めて見た場合、航空安全当局の取り組みに大きな問題があるとは考えられない。このことから、航空安全プログラムの内容については基本的には現行どおりとし、以下の点について技術的な改正を行うこととする。

#### (1) 国際民間航空条約第19附属書の改正に伴う改正

航空安全プログラムにおいて参照している第19附属書の改正に伴い、表現を適正化する。

#### (2) 組織改正に伴う改正

航空衛星センターの廃止及び性能評価センターの発足に伴い、所要の改正を行う。

#### (3) 「安全文化」に関する定義の追加

航空安全プログラムにおいては、組織内の安全文化の醸成を促進することとされているが、安全文化の定義について規程の中で明らかにするため、「安全文化」の定義を明記する。

#### (4) その他関連規程の改正

滑走路誤進入事案に分野横断的に対応するため、「航空安全行政の中期的方向性について」に滑走路誤進入防止ワーキンググループ（WG）を設置する旨を追記する。

航空安全プログラム内部評価員の経験者に対する研修を一部免除することができる旨を追記する。

### 3. 今後のスケジュール

施行及び公表： 令和2年4月

#### 4. 改正案

##### (1) 第19附属書改正に伴う改正

【背景】 SSPの序文において「第19附属書第3章3. 1. 1に従い」とあるが、第19附属書の改正に伴い、第3章3. 1. 1の項目が削除されたため。

現行の規程	改正案
<p>序文</p> <p>このプログラムは、国際民間航空条約（昭和28年条約第21号。以下「シカゴ条約」という。）第19附属書第3章3. 1. 1に従い、（中略）。</p>	<p>序文</p> <p>このプログラムは、国際民間航空条約（昭和28年条約第21号。以下「シカゴ条約」という。）第19附属書に従い、（中略）。</p>

##### (2) 組織改正に伴う修正

現行	改正案
<p>第4章1. (2)③</p> <p>航空衛星センター</p>	<p>第4章1. (2)③</p> <p>性能評価センター</p>

##### (3) 安全文化に関する定義の追加（案）

【背景】 SSPの第2章及び第5章において、「組織内の安全文化の醸成を促進」とあり、実施計画において安全文化の浸透を図るための取り組みが記載されているが、安全文化の明確な定義づけが存在しない。SSPにおいて安全文化を定義づけし、さらなる安全文化の醸成を促進することとしたい。

現行	改正案
<p>定義</p> <p>（安全文化についての定義はない。）</p>	<p>定義</p> <p>（6）安全文化 安全に関連した個人及び組織の価値観、姿勢、能力及び行動様式の成果をいう。安全文化は、ハザードが報告されることを促進し、報告者を公正に取り扱い、変化する要求に柔軟に対応し、そして明らかにされたハザードに学ぶことを含む。</p>

##### （関連した活動のイメージ）

従来から実施されている安全文化の醸成に係る活動を継続するとともに、安全文化に関するガイダンスやベストプラクティスをウェブサイト（航空安全情報ポータル）に掲載し、安全文化の醸成を促進する。

(4) その他

(滑走路誤進入事案に分野横断的に対応するためのワーキンググループ)

【背景】 複数分野にまたがる事案における連携の重要性が提起され、航空運送、航空管制、空港の3分野の連携において滑走路誤進入の防止を図る取り組みが開始されることに伴い、ワーキンググループを設置することとしたい。

現行	改正案
航空安全行政の中期的方向性について  (ワーキンググループについての規定はない)	航空安全行政の中期的方向性について  Ⅲ. 航空安全行政の中期的方向性 2. 期間中における航空安全当局の具体的施策  (6) 更なる安全性向上のための取組 【分野横断的な取組】 ＜中期的課題への取組＞  ○ 滑走路誤進入事案に分野横断的に対応するため、滑走路誤進入防止ワーキンググループ(WG)を設置する。

(内部評価員経験者に対する研修の一部免除)

【背景】 航空安全当局において、過去に内部評価員を経験した職員が人事異動に伴い別の課・室の内部評価員候補者となる場合、一定の期間内であれば基礎研修のうち筆記試験を免除することとしたい。

現行	改正案
内部評価実施要領  第10条 教官は、前条に規定する研修を修了した者に対して筆記試験による評価を行い、一定の成績を得た者を内部評価の実施に十分な知識及び能力を有すると判定する。	内部評価実施要領  第10条 教官は、前条に規定する研修を修了した者に対して筆記試験による評価を行い、一定の成績を得た者を内部評価の実施に十分な知識及び能力を有すると判定する。ただし、この要領に基づき5年以内に内部評価員に指名された者に対しては筆記試験の実施を省略することができる。

(参考) 各種文献における安全文化

(ICAO 第 19 附属書)

定義はない。

(ICAO 安全管理マニュアル (SMM))

安全文化は、「誰も見ていない時に、人々は安全及びリスクに関連してどのようにふるまうか」として説明される。それは、安全が組織内の管理層及び従業員によりどのように気づかれ、評価され、優先順位付けされるか、そして個人及びグループが以下の範囲においてどのように反映されるかの表現。

Safety culture has been described as “how people behave in relation to safety and risk when no one is watching”. It is an expression of how safety is perceived, valued and prioritized by management and employees in an organization, and is reflected in the extent to which individuals and groups are:

(安全管理の国際調和に関する主要国航空当局間会議 (SM-ICG) の安全文化パンフレット)

安全文化は、組織の全てのレベルで全てのメンバーにより共有された、安全に関連した一連の永続する価値、ふるまいまたは姿勢。

Safety culture is the set of enduring values, behaviors and attitudes regarding safety, shared by every member at every level of an organization.

(EUROCONTROL/FAA 安全文化白書 (英国健康安全局文書の引用))

「組織の健全さ及び安全管理への関与、姿勢及び技量を決定する、個人及び組織の価値観、姿勢、能力及び行動様式の成果」

Safety Culture “is the product of individual and group values, attitudes, competencies and patterns of behaviour that determine commitment to, and the style and proficiency of, an organisation’s health and safety management.” Advisory Committee for Safety on Nuclear Installations (HSC, 1993, p. 23).

(Reason の要素 (EUROCONTROL/FAA 安全文化白書))

「報告する文化」、従業員が遭遇する全てのハザードを報告することを促進するもの。

「公正な文化 (Just Culture)」、故意の違反について説明責任があるが、必須の安全情報を提供するために、彼らを促進し、報いるもの。

「柔軟な文化」、変化する要求に効果的に順応し、スムーズな対応を可能とするもの。

「学習する文化」、明らかにされたハザードに学び、変化する意思があるもの。

1. Reporting Culture, which encourages employees to divulge information about all safety hazards that they

encounter.

2. Just Culture, which holds employees accountable for deliberate violations of the rules but encourages and rewards them for providing essential safety-related information.

3. Flexible Culture, which adapts effectively to changing demands and allows quicker, smoother reactions to off-nominal events.

4. Learning Culture, which is willing to change based on safety indicators and hazards uncovered through assessments, audits, and incident analysis.

(国際原子力機関 (電気事業連合会 HP))

安全文化とは、『原子力施設の安全性の問題が、すべてに優先するものとして、その重要性にふさわしい注意が払われること』が実現されている組織・個人における姿勢・特性（ありよう）を集約したもの。

Safety Culture is that assembly of characteristics and attitudes in organizations and individuals which establishes that, as an overriding priority, nuclear plant safety issues receive the attention warranted by their significance.

((公財) 日本医療機能評価機構)

安全文化とは、医療に従事する全ての職員が、患者さんの安全を最優先に考え、その実現を目指す態度や考え方およびそれを可能にする組織のあり方。

(食品安全文化 (GFSI : グローバル・フード・セーフティ・イニシアチブ))

「組織全体にわたって食品安全に対する考え方と行動に影響を与える価値観、信念、規範を共有すること」

The GFSI TWG defines food safety cultures as, “shared values, beliefs and norms that affect mindset and behaviour toward food safety in, across and throughout an organization.”